

仕 様 書

1 業務名

府立学校等教員用端末設計設定等業務

2 概要

府立学校及び教育委員会において、ICT活用推進のために使用する教員用端末の設計設定等に係る仕様等について記したものである。

3 導入設計及び設定作業

(1) 設計・設定作業

京都府教育委員会（以下「発注者」という。）が、「府立学校等教員用端末整備業務」（以下「端末調達業務」という。）において調達するタブレット端末（iPad）「以下（iPad という。）」235 台について、Apple School Manager（ASM）及びAutomated Device Enrollment（ADE）への登録、端末管理用ソフトウェア（MDM）の設計、Volume Purchase（VP）で購入したアプリケーションのライセンス割当設計等端末に設定可能な全ての範囲を発注者に要件のヒアリングを行い、その内容に基づいて必要と思われる設定内容を確定し、端末に設計内容の設定をすること。また、設定時の OS、アプリケーションについては最新の状態にアップデートをして設定すること。

なお、端末調達業務において調達した iPad については、端末調達業務の事業者と連携して端末設定作業場所への端末の移動について調整すること。設定作業終了後、別紙整備台数一覧の各校へ納品及び現地設定を実施すること。これらの費用については全て受注者側で負担すること。

※ MDM は上記の端末調達業務に係る契約で調達の MobiConnect for Education with AAES（株式会社インヴェンティット提供）となる。

なお、以下 (2) MDM ライセンスにて示すように、MDM ライセンスについては、端末調達業務では4年間のライセンスの調達となっており、端末調達業務で導入した4年間のライセンスの始期から間断なく5年間のライセンス期間が継続できるよう発注者側の費用負担において端末調達業者及びライセンス事業者と調整して、残りの1年分のライセンスも本業務にて追加で調達すること。

※ 導入設計に関しては発注者に過去導入されてきた iPad の導入設計に関わる設計内容を前提に展開すること。発注者に過去導入されてきた iPad の設計内容との整合を図り、発注者と協議の上で、導入後の運用を想定した最適な設計を提案、構築することとし、設計・設定やライセンスの操作権限等受注者において情報の授受が必要な場合は、全て受注者側の費用負担にて情報を入手する等して発注者の端末導入に関わった事業者と連携・協力して実施すること。なお、MDM によるアプリケーションのインストール環境設計は、mobiApps オンデマンドを利用した設計とすること。

(2) MDM ライセンス

※調達における留意事項については、上記 (1) ※の MDM に関する記載内容を熟読すること。

ア 総 数 235台分(1年ライセンス)

イ 本体仕様（仕様は端末調達業務と同内容。）

項目	仕様
概要	・ iPad を利用する上で発生しうる技術的事象に対する FAQ サイトを利用できること。この FAQ サイトは MDM に限らず iPadOS と Apple 純正アプリや AppleID も含めた技術情報が掲載されていること ・ オンデマンド型の mobiconnect および Apple School Manager の管理者向けの研修動画サービスを提供すること
参考型番	MobiConnect for Education with AAES

4 現地設定及び設置等

(1) 校内 Wi-Fi への接続及び動作確認

全 iPad 235 台について、受注者において納品先の学校と現地設定日の調整を行い、現地ではインターネットへの接続確認、電源 ON・OFF/ホームが画面の表示確認、MDM との疎通確認を行うこと。また、製品の開梱・所定場所への設置・梱包材等の回収も行うこと。

※ 京都府立学校の校内ネットワーク環境については、無線アクセスポイントでインターネットに疎通する際に、端末の MAC アドレス認証を行っているため、全ての端末の MAC アドレス情報を発注者にデータで報告すること。発注者の側で MAC アドレス登録は別途実施するが、登録までに日数を要するため、MAC アドレス登録終了の日程を考慮して、現地設定の日程を受注者において学校と調整すること。設定場所は別紙整備台数一覧のとおりとする。なお、京都府教育委員会への納品される端末については設定作業は不要とする。

5 委託期間

契約日から令和 7 年 3 月 21 日

6 成果物

受注者は iPad 納品時に以下の図書を提出すること。

具体的な内容については、発注者と協議の上作成すること。

なお、図書の提出に当たっては、電子データの両方を発注者へ提出することとし、各学校等の納品先へは電子データを提出すること。

区 分	概 要	提出先	
		教育委員会	各学校
基本設計書	以下の内容を含むこと。 ・ iPad及びiPad管理ソフトウェアの設計内容 ・ 設定情報一覧（シリアル番号等を含む）	1 部	1 部 ずつ
実務手順書	Apple School Manager、及び MDM について、初期設定時及び導入後に発生しうる作業に関する手順書で、以下の内容を含むこと。 ただし、作成にあたっては、実際の作業画面 のキャプチャ	1 部	1 部 ずつ

	等を用いるなど、iPadの管理を初めて行う者でも容易に設定が行えるよう工夫を行うこと。 (a) アプリケーションの追加・削除・アップデート (b) OS のアップデート (c) 管理ツールやアカウントのアップデート (d) 設定情報の追加・変更・削除 (e) 故障時の対応		
動作確認実施報告書	納入機器の動作確認を行い、正常に動作することを確認したことを証する書類	1 部	1 部 ずつ

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、発注者と別途協議の上決定すること。
- (2) iPad の設定等に係る費用についてはすべて受注者の負担とする。
- (3) 発注者の指示に従い設定確認を行うこと。ただし、設定確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負担すること。
- (4) 納品する iPad については、担当者の指示に従い動作確認を行うこと。ただし、動作確認及び動作確認に必要な機器等に係る費用は、すべて受注者が負担すること。
- (5) 作業において設定後の設置箇所等について、発注者及び学校担当者の指示に従うこと。また、作業にあたり、建物等へ損害を与えた場合には受注者の責任において原状回復すること。
- (6) 納品された iPad の梱包等は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、受注者が持ち帰ることとし、受注者の責任において適切に処分すること。
- (7) 設定完了後、発注者の検査を受けることとし、合格したことをもって検収とする。
- (8) 受注者は検収後 1 年以内において、設計・設定等作業に起因する不具合が生じた場合、修理または交換する責を負うものとし、その費用は全て受注者が負担すること。
- (9) 次の規程について遵守すること。

京都府情報セキュリティ基本方針、京都府情報セキュリティ対策基準、京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）に関する情報セキュリティ実施手順、京都府教育情報ネットワークシステム利用規程（京都みらいネット利用規程）、京都府立学校情報セキュリティ対策基準、京都府立学校における無線 LAN の使用に関する留意事項及び京都府電子計算組織等運用管理規程等関係規程に定める事項を遵守すること。